

三鷹市空き家活用改修等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の活用事業者等に対し、当該空き家の改修等に要する経費の一部を補助することにより、空き家の活用促進を図り、多様な交流の場の創出、コミュニティ活性化等の地域の魅力向上又は良好な住環境の維持若しくは形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内にある建築物で、戸建て住宅又は長屋、共同住宅等で居住その他の用に供するものの1区画であって、使用がなされていないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家の所有者、相続人若しくは法定相続人又は空き家の所有者から当該空き家の利用について了承を得た親族をいう。
- (3) 活用事業者 空き家の活用を希望する者で、市長が別に定める方法により三鷹市に登録を行ったものであって、空き家を利用して活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 地域貢献施設 集会・交流施設、体験・学習施設その他の地域の活性化に資する施設として市長が認めるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、活用事業者が空き家を地域貢献施設として活用を開始するに当たり、特に必要となる改修等で経費が5万円以上のものとする。

2 補助対象事業は、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 第9条第2項に定める補助金の交付決定前に当該交付を受けようとする空き家の改修等に係る契約をしていないこと。
- (2) 市長が別に定める方法により、所有者等に活用する意向が確認されている空き家の改修等であること。
- (3) 空き家の機能の向上を図るために行う改修等であること。
- (4) 改修等を行う空き家が、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に適合している建築物（補助対象事業完了時に適合することとなる建築物を含む。）であること。
- (5) 改修等を行う空き家が、昭和56年6月1日以降に着工した建築物であること。ただし、地震に対する安全性に関し建築基準法の規定に適合しているもの又は適合するために耐震改修工事を実施することが既に決定しているものは、この限りではない。
- (6) 原則として、空き家の改修等が完了した日から3年以上は、地域貢献施設としての使用を継続すること。
- (7) 改修等を行う空き家における活動内容が、政治、宗教又は選挙に係る活動を目的とするものでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、活用する空き家の所有者等又は活用事業者のいずれか一方とする。ただし、いずれの場合においても、その双方及び当該空き家の所有者において次の各号に定める要件を全て満たさなければならない。

- (1) 第8条に規定する交付申請前に空き家の所有者と活用事業者との間において、当該物件に係る建物賃貸借契約を締結していること。
- (2) 三鷹市において市税を第8条の規定による交付申請をする日において滞納していないこと。
- (3) 三鷹市暴力団排除条例（平成24年三鷹市条例第35号）に規定する暴力団（暴力団員及び暴力団関係者を含む。）でないこと。

（補助対象となる経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業において、次に掲げる改修等に係る費用とする。

- (1) 給排水、電気又はガス設備の改修
- (2) 間仕切り、施錠又は防犯設備等の改修
- (3) トイレ、洗面所、台所等の水回りの改修
- (4) 床、壁、天井等の内装の改修
- (5) 段差解消、手すり設置等のバリアフリー改修
- (6) 縁側、デッキ、外壁、屋根等の外装の改修
- (7) 進入路、案内板、塀、樹木等の外構の改修
- (8) 家財道具等の整理又は処分

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において前条に規定する経費に要した費用（消費税額を除く。）の2分の1以内の額とし、1戸当たり50万円を限度とする。ただし、千円未満は切り捨てる。

2 補助金の交付は、同一の空き家1戸につき1回限りとする。

（事前相談）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ三鷹市空き家活用改修等補助金事前相談票（様式第1号）に活用する空き家に係る写真を添付して市長に提出し、本要綱の要件を満たすか否かの確認を受けるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条に規定する確認を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、三鷹市空き家活用改修等補助金交付申請書（様式第2号）に別表第1に定める必要書類を添付して市長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条に定める交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することを決定したときは、必要な条件を付して三鷹市空き家活用改修等補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことを決定したときは、三鷹市空き家活用改修等補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、三

鷹市空き家活用改修等補助金変更等承認申請書（様式第5号）に、変更又は中止の内容がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の目的及び交付額に変更を与えない軽微な変更の場合は、市長と協議のうえ省略することができる。

- 2 市長は、前項本文に定める変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、変更又は中止を承認したときは、三鷹市空き家活用改修等補助金変更等承認通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、三鷹市空き家活用改修等完了報告書（様式第7号）に別表第2に定める必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第12条 市長は、前条に定める完了報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、三鷹市空き家活用改修等補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、三鷹市空き家活用改修等補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し期限を定めて書面により、その返還を命ずるものとする。

- 3 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、市長が指定する期限内に、当該補助金を市長に返還しなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第15条 市長は、前条第2項の規定による補助金の返還を命じた場合において、交付決定者にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による補助金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを期限までに納付をしなかったときは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

（延滞金の計算）

第16条 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月28日から施行する。

別表第1（第8条関係） 交付申請書の添付書類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 空き家の所有者が確認できる次のいずれかの書類<ol style="list-style-type: none">(1) 建物登記簿謄本（建物全部事項証明書）(2) 固定資産税名寄帳兼（補充）課税台帳(3) 固定資産所在証明書2 空き家の構造等が確認できるいずれかの書類<ol style="list-style-type: none">(1) 建物登記簿謄本（建物全部事項証明書）(2) 建築確認済証の写し(3) 固定資産税名寄帳兼（補充）課税台帳3 補助対象事業の物件に係る建物賃貸借契約書の写し4 補助対象事業の実施に関する所有者等の同意書5 所有者等及び活用事業者が三鷹市において市税を滞納していないことが確認できる書類6 補助対象事業の内容がわかる見積書又は算出表7 補助対象事業に係る図面8 補助対象事業の着手前の状況を示す写真（建築物の全景及び補助対象事業に係る各箇所の写真） |
|---|

別表第2（第11条関係） 完了報告書の添付書類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 改修等に係る契約書の写し2 改修等に係る領収書の写し3 補助対象事業がわかる改修等の明細書の写し4 補助対象事業の実施の状況がわかる写真（改修中及び改修後のそれぞれの時点における建築物の全景並びに補助対象事業に係る各箇所の写真） |
|---|